

【単身世帯の場合】

令和7年度課税

< 算出条件 >

加入者:A(45歳)／給与収入:2,000,000円(給与所得:1,320,000円)

(注意)給与収入2,000,000円を所得金額へ換算すると、1,320,000円となります。

● 軽減額の計算

所得金額より、7割・5割・2割軽減世帯の基準を満たさないため、軽減制度には該当しません。

● 医療分の計算

< 所得割 >

$$(1,320,000 - 430,000) \times 6.81\% = 60,609 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$22,100 \text{ 円}$$

< 平等割 >

$$19,100 \text{ 円}$$

< 合計 >

$$60,609 + 22,100 + 19,100 = 101,809 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{101,800 \text{ 円 (医療分)}}$$

● 後期高齢者支援金等課税分の計算

< 所得割 >

$$(1,320,000 - 430,000) \times 2.13\% = 18,957 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$8,700 \text{ 円}$$

< 合計 >

$$18,957 + 8,700 = 27,657 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{27,600 \text{ 円 (後期高齢者支援金等課税分)}}$$

● 介護納付金課税分の計算

< 所得割 >

$$(1,320,000 - 430,000) \times 1.77\% = 15,753 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$15,700 \text{ 円}$$

< 合計 >

$$15,753 + 15,700 = 31,453 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{31,400 \text{ 円 (介護納付金課税分)}}$$

● 国民健康保険税額

$$101,800 + 27,600 + 31,400 = \underline{160,800 \text{ 円}}$$